

# 互助年金

## 互 助 年 金

互助年金は会員の皆様方の退職金を安全に運用し、共済年金を補完するよう国が特別に認めた制度です。

### ●安全です

元本補てん契約により元本が保証されるとともに、預金保険制度により保護されていますので安全です。また、信託銀行が皆様の拠出金を直接預り、厳正な数理計算に基づき責任準備金の管理をいたしますので安全です。

### ●便利です

加入者の生活設計に適した年金給付の方法が選択できるうえ、申込時に一度手続きしておけば、定期的、自動的に給付が受けられますので手間がかかりません。

また、加入期間中なんらかの事情で資金が必要となった場合は解約できます。

## (1) 互助年金の加入手続き

- 退職後6か月以内で、1口50万円、最高30口、1,500万円まで加入できます。
- 「互助年金加入申込書」をご提出ください。なお、「本人確認法」の施行により添付書類として下記の書類のコピー（いずれか1部）が必要となります。  
(1)健康保険証 (2)運転免許証 (3)年金手帳 (4)各種福祉手帳 (5)パスポート  
(6)印鑑登録証明（申込書印が実印の場合）
- 手続きが完了しますと、「加入者証」が交付されます。「加入者証」は、互助年金の最終回受け取り、脱退一時金請求、遺族給付金請求などに必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。

## (2) 互助年金の種類

A型……元本（拠出金）はそのまま、利息のみを年金として受け取る方式

B型……元本（拠出金）と利息を合わせて年金として受け取る方式

A型年金、B型年金とも据置期間の組み合わせにより、次の24種類のうちから自由に複数の種類を選ぶことができます。

A 型 年 金	据置期間(年)	1			3			5			10		
	給付期間(年)	5	7	10	5	7	10	5	7	10	5	7	10
B 型 年 金	据置期間(年)	1			3			5			10		
	給付期間(年)	5	7	10	5	7	10	5	7	10	5	7	10

- A型年金の給付期間満了時には、継続することもできます。
- 据置期間、給付期間などの変更は、据置期間満了2か月前までにご連絡ください。
- 給付利率は年2回1月と7月に改定されます。

## (3) 給付の内容と手続き

- 互助年金給付金 …………… 給付金は5月25日と11月25日の年2回、半期6か月分がまとめて給付されます。  
 ↓  
 自動給付  
 ※例えば、9月末日までにご加入の方の第1回目の給付時期は、据置期間満了後の11月25日になります。(銀行が休日の場合は翌営業日)
  
- 脱退一時金(解約) …………… やむを得ない事由により互助年金を解約する場合は、脱退一時金請求書を提出してください。  
 (互助年金を途中で止める場合)  
 ↓  
 互助組合にご連絡ください。  
 ☎ 054-254-3626  
 書類締切日は毎月25日(必着)  
 送金日は翌月25日(銀行休日の場合は翌営業日)  
 5年未満の中途解約の場合には解約調整金が差引かれます。
  
- 遺族給付金 …………… 加入者が死亡されたときは、遺族が次のいずれかを選択してください。  
 (死亡された時)  
 ↓  
 互助組合にご連絡ください。  
 ☎ 054-254-3626  
 1. 遺族年金……退職会員または準会員が遺族年金として受け取る。(名義変更のみ)  
 2. 遺族一時金…遺族が年金を解約して一時金として受け取る。(解約調整金は不要)  
 (事由発生後10年で時効となります。)
  
- 死亡弔慰金 …………… 加入者が死亡されたとき10,000円が給付されます。  
 ↓  
 互助組合にご連絡ください。  
 ☎ 054-254-3626  
 (死亡した日から2年で時効となります。)
  
- 満期になった時 …………… 取扱銀行から満期2か月前にご連絡いたします。

※A型年金加入者で最終給付月の前月20日までに脱退または加入更新の申し出がないときは、据置期間0年・給付期間5年のA型年金に自動的に加入更新されます。



# 互助年金

## (4) 税金

種類	所得税
互助年金(給付金)	A型 雑所得(収益相当分)
	B型 雑所得(収益相当分) 元本部分は対象となりません
遺族年金	雑所得(収益相当分)
脱退(解約)一時金	一時所得(収益相当分)
遺族一時金	非課税(相続財産となります)
死亡弔慰金	非課税

- 雑所得および一時所得は、総合課税の対象となります。確定申告の際、互助年金も合わせて申告してください。

### 課税所得の計算方法

- 雑所得  $\begin{cases} \text{A型} \cdots \text{課税所得金額} = \text{給付金年額} \\ \text{B型} \cdots \text{課税所得金額} = \text{給付金年額} - \text{元本部分} \end{cases}$
- 一時所得  $\text{課税所得金額} = (\text{給付金の収益部分} + \text{他の一時所得} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$

### ◎申告の手続

- 所得税の確定申告は、2月15日から3月15日までの間に届出住所を所轄する税務署に提出することになりますので、住所など変更の場合は、互助組合にご連絡ください。
- 確定申告に必要な「年間給付額計算書」(給付金年額と元本部分等の内訳)は、毎年1月末日ごろに取扱銀行から郵送されますのでご確認ください。ただし、中途解約した方の証明書は、解約の際に銀行から発行された「年間給付額計算書Ⅱ」になりますので、紛失しないように保管しておいてください。
- 相続税の申告は、相続の日の翌日から10か月以内に、遺族などの住所地の所轄税務署に提出することになります。
- 据置期間中は、申告の必要はありません。(収益金なしのため)
- 詳しくは、取扱銀行の担当者にご照会ください。

## (5) 取扱銀行

銀行名	住所	電話
住友信託銀行 静岡支店	〒420-0852 静岡市葵区紺屋町3-10	☎ 054-254-6412
みずほ信託銀行 浜松支店	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町332-1	☎ 053-454-6411

※手続きをお急ぎの方は、直接取扱銀行(互助年金係)へご連絡ください。  
なお、銀行に直接行かれる場合は、必ず事前に電話をしてから出向ってください。